

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
當日が休日と
する翌日)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十年十二月二十五日から施行する。

昭和四十年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

目 次

◆公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一
部改正

1の項中

市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝

同上

二九九メートル

同上区間午前八時から午後九時まで大型自動車の通行を禁止する。

寺町八番地地先までの間

同上

二九九メートル

同上区間大型自動車の通行を禁止する。

2の項中

市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目六番地地先か

同上

四四〇メートル

右 同

市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目六番地地先か
ら同市新町九番地地先までの間

同上

四四〇メートル

右 同

市道火災復興六号線鳥取市本町一丁目三五の一番地地
先から同市同町二丁目三七番地地先までの間

同上

二五〇メートル

同上区間午前七時から午後七時まで車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は別図のとおり通行する。

に、

市道火災復興八号線鳥取市川端三丁目五二番地地先か
ら同市川端四丁目二九番地地先までの間

同上

二四〇メートル

右 同

市道火災復興三五号線鳥取市東品治町一二の五番地地
先から同市同町二六の一三番地地先までの間

同上

一六五メートル

同上区間午前七時から午後十時まで車両（軽車両を除く。）は
別図〔〕のとおり通行する。

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同
市角盤町二丁目一八番地地先までの間

同上

三六〇メートル

右 同

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同
市角盤町二丁目一八番地地先までの間

同上

三六〇メートル

右 同

県道米子境線米子市角盤町二丁目五五番地地先から同

同上

六四〇メートル

右 同

市道加茂川筋線米子市東倉吉町六八番地地先から同市
結屋町九五番地地先までの間

同上

二九〇メートル

右 同

市道立町三・四丁目通り線米子市灘町一丁目一三番地
地先から同市立町三丁目一九番地地先までの間

同上

三三〇メートル

右 同

県道米子停車場線境港市末広町四一番地地先から同市
中町五九番地地先までの間

同上

九一メートル

同上区間車両（二輪の自動車、原動機付自転車、軽車両を除
く。）は別図〔〕のとおり通行する。

市道境停車場線境港市末広町四一番地地先から同市中
町五九番地地先までの間

同上

九一メートル

同上区間午前七時から午後十時まで車両（二輪の自動車、原動
機付自転車及び軽車両を除く。）は別図〔〕のとおり通行する。

3の項中

県道米子境線 米子市大篠津町一九〇番地地先から境
港市上道町一・八二九番地地先までの間

五、三八〇メートル

を

港市明治町地内外江街道踏切までの間

六、四三〇メートル

に

に改める。

県道米子境線 米子市夜見町一、九四五番地地先から 同町二、一九〇番地地先までの間	三五〇メートル	旧市内一円	三〇キロメートル
一般国道九号線 米子市富士見町二丁目一五五番地地 先から同市久米町五八番地地先までの間及びこれに 連絡する旧市内各道路	旧市内一円	三〇キロメートル	(ただし、原動機付自転車を除く。)
一般国道九号線 米子市祇園町一丁目一七番地地先か ら同市陰田町六一五番地地先までの間	六二〇メートル	四〇キロメートル	(ただし、原動機付自転車を除く。)
一般国道一八〇号線 米子市長砂町七五六番地地先か ら同市純町二丁目一五五番地地先加茂川橋までの間	一、三〇〇メートル	四〇キロメートル	(右 同)
県道米子境線 米子市夜見町二、一九〇番地地先から 同市富益町一、二七〇番地地先までの間	七五〇メートル	四〇キロメートル	(右 同)
県道米子境線 境港市上道町一、七九七番地地先から る旧市内各道路	旧市内一円	三〇キロメートル	に、 を
県道境港線 境港市上道町一、九一八の一番地地先か ら同市朝日町六番地地先までの間	六五〇メートル	四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)	に 改める。
市道弥生町高学校線 境港市上道町二、一二五番地 地先から同市同町一、八二三の一番地地先までの間	九〇〇メートル (右 同)	四〇キロメートル	を

4の項を次のように改める。

4 追越禁止

場所	所	区間	備考
一般国道五三号線 鳥取市古市山陰線智頭街道踏切南 詰から同市富安地内美保橋南詰までの間	鳥取市湖山町一、四五四番地地先か	五〇〇メートル	農耕作業用自動車を追い越す場合を除く。
一般国道九号線 鳥取市覚寺地内潤田橋東詰から同市 ら同市同町二、九四二番地地先までの間	浜坂字ウツロ谷一、〇三三の三番地地先までの間	一、一〇〇メートル	
鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端	二六〇メートル	
鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端	右同	
鳥取市吉方三区四三〇番地地先	中山一成方前	八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	八頭郡用瀬町大字安藏「〇二」番地の二地先
八頭郡八東町大字北山六七の二番地地先	都宮栄治方前	下口商店前	岸本重雄方横
八頭郡八東町大字北山六七の二番地地先	都宮栄治方前	八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	大坪巖雄方横
八頭郡郡家町大字門尾字塚本西の六番地地先	山本憲治方横	八頭郡用瀬町大字用瀬四四一番地地先	高田寛治方前
八頭郡郡家町大字米岡五九一の二番地地先	安田せつ方横	八頭郡智頭町大字用瀬四四一番地地先	森博方横
八頭郡用瀬町大字安藏「〇二」番地の二地先	岸本鹿藏方横	八頭郡智頭町大字智頭七四六の一番地地先	高木正夫方前
東伯郡赤崎町大字赤崎二〇、一一番地地先	前畠通知方前	八頭郡智頭町大字智頭七四六の一番地地先	高木正夫方前

をにをに

をにをに

東伯郡赤崎町大字赤崎二〇、一一番地地先

前畠通知方前

を

に

を

に

を

に

東伯郡赤崎町大字赤崎二、〇一一番地地先	前畠通知方前
東伯郡赤崎町大字赤崎一、〇九六番地地先	堀尾幾夫方前
東伯郡赤崎町大字赤崎八一〇の七番地地先	田中博文方前
米子市東倉吉町六八番地地先	米子市法勝寺町六番地地先
木村光子方前	芳野安隆方前
足鹿覺方横	足鹿覺方横
及	を
米子市灘町三丁目四二番地地先	米子市灘町三丁目四二番地地先
芳野安隆方前	芳野安隆方前
足鹿覺方横	足鹿覺方横
及	を
米子市角盤町三丁目七五番地地先	米子市角盤町三丁目七五番地地先
坂口二郎方前	坂口二郎方前
松江相互銀行前	松江相互銀行前
に改め、	に改め、
米子市灘町三丁目八三番地地先	米子市灘町三丁目八三番地地先
岡崎好孝方前	岡崎好孝方前
足立進方前	足立進方前
同上区間車両（自転車を除く。）の駐車を禁止する。	同上区間車両（自転車を除く。）の駐車を禁止する。
別図の区間駐車禁止	別図の区間駐車禁止
一般国道五三号線 鳥取市東品治町一一三の八番地地	一般国道五三号線 鳥取市東品治町一一三の八番地地
先から同市富安三三三の六番地地先までの間	一、二二〇メートル
一般国道五三号線 鳥取市東品治町一一三番地地先か ら同市上魚町三五番地地先までの間	六九〇メートル
県道鳥取停車場線 鳥取市東品治町五八の一三番地地 先から同市同町一一五の一三番地地先までの間	一八〇メートル
県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町二丁目一五二番地 地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	二六四メートル
右 同	同上区間車両（自転車を除く。）の駐車を禁止する。 別図の区間駐車禁止

(1) 6の項を次のように改める。

(1) 駐車禁止の場所等

県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町一丁目一二五番地 地先から同市同町一丁目一四九番地地先までの間 から同市吉方町二丁目五一二番地地先までの間	1110メートル	同上区間車両の駐車を禁止する。 の駐車を禁止する。別図(4)の区間駐車禁止
県道鳥取港線 鳥取市東品治町一一七の一一番地地先から 同市同町一、五二五番地地先までの間	1,000メートル	同上区間車両の駐車を禁止する。 の駐車を禁止する。別図(4)の区間駐車禁止
県道田島片原線 鳥取市二階町一丁目六五番地地先から ら同市同町二丁目三四番地地先までの間	1150メートル	別図(4)の区間駐車禁止
市道今町裁判所線 鳥取市瓦町二〇五番地地先から同 市西町三丁目一〇一一番地地先までの間	1,010メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両（二輪のものを除く。）は本町側のみ駐車を禁止する。
市道今町裁判所線 鳥取市今町一丁目六八番地地先か ら同市同町一丁目四〇番地地先までの間	1,700メートル	別図(4)の区間駐車禁止
市道火災復興第八号線 鳥取市川端一丁目六〇番地地 先から同市同二丁目五二番地地先までの間	1150メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両（二輪のものを除く。）の駐車を禁止する。
市道火災復興第一六号線 鳥取市東品治町一一四の一 番地地先から同市吉方七七四の一一番地地先までの間	1130メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両（二輪のものを除く。）の駐車を禁止する。
県道網代港岩美停車場線 岩美郡岩美町大字浦富七一 までの一四番地地先から同地内一〇三六の六番地地先 までの間	1100メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両（二輪のものを除く。）の駐車を禁止する。
一般国道一七九号線 倉吉市上井三三三の八番地地先 から同市上井三一三の一一番地地先までの間	150メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両（二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）の駐車を禁止する。別図(4)の区間駐車禁止
一般国道一七九号線 倉吉市上井三三三の八番地地先 から同市上井町二丁目一の二番地地先までの間	160メートル	同上区間午前七時から午後九時までの間車両（二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）の駐車を禁止する。別図(4)の区間駐車禁止
県道倉吉江府線 倉吉市宮川町一一六番地地先から同 市河原町地内小鴨橋東詰までの間	1100メートル	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時まで の間車両（二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。） の駐車を禁止する。別図(4)の区間駐車禁止

一般国道九号線 米子市加茂町二丁目五一番地地先から同市錦町一丁目一番地地先までの間	八〇〇メートル	右 同	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止
一般国道一八〇号線 米子市車尾二一一番地地先から同市上後藤三一〇番地地先までの間	二七〇メートル		
県道米子停車場線 米子市明治町四〇番地地先から同市加茂町三丁目五〇番地地先までの間	三、一〇〇メートル		
県道米子石見新見線 米子市道笑町二丁目二〇〇番地地先から同市未広町一四番地地先までの間	七〇〇メートル		
県道米子港後藤停車場線 米子市角盤町四丁目三八番地地先から同市同町四丁目二三番地地先までの間	五〇〇メートル		
県道米子大山線(バイパスを含む。) 西伯郡大山町大山字木原国有林九六林班は小班地先から同町大山二四番地地先までの間	一〇〇メートル		同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止
市道車尾茶町線、市道道笑町旧国道一八〇号線 五番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間	九〇〇メートル		同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止
市道朝日町通り線 米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	一、〇五〇メートル	別図八の区間駐車禁止止	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止
市道東町通り線 米子市法勝寺町五三番地地先から同市角盤町二丁目一五番地地先までの間	八五〇メートル	右 同	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止
市道東町通り線 米子市法勝寺町五三番地地先から同市角盤町二丁目一五番地地先までの間	二八〇メートル	右 同	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止
市道東町通り線 米子市東町一〇五番地地先から同市法勝寺町四番地地先までの間	三一〇メートル		同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図八の区間駐車禁止止

市道市役所横灘町橋線 米子市中町二〇番地地先から同市同町八七番地地先までの間	一、一六〇メートル	同上区間午前七時から午後四時まで及び午後四時から同七時まで 地先京橋から同市立町四丁目一九一一番地地先までの間
市道加茂川筋線 米子市東倉吉町八一一番地地先から同市紺屋町一九番地地先までの間	一九〇メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両は加茂川側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
市道万能町通り線 米子市明治町九番地地先から同市道笑町二丁目一三三番地地先までの間	三〇〇メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両は加茂川側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
市道茶町祇園町線 米子市茶町一二番地地先から同市大工町一二番地地先までの間	三四〇メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は旧警察署側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
市道電報電話局前通り線 地先から同市同町一丁目七八の一一番地地先までの間	三七〇メートル	同上区間午前七時から午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は米子電報電話局側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
市道角盤中央線 米子市錦町一丁目一番地地先から同市同町一丁目七七番地地先までの間	九〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は米子電報電話局側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
市道角盤中央線 米子市錦町一丁目七八番地地先から同市同町三丁目二番地地先までの間	五五〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は米子電報電話局側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
一般国道一八〇号線、一般国道一八三号線 日野郡日野町根雨一四〇番地地先から同地内六三五番地地先までの間	六九七メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は米子電報電話局側のみ駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
県道米子境線 境港市佐斐神町一、二五一一番地地先から同市大篠津町九七三番地地先までの間	一、三五〇メートル	同上区間車両(二輪のものを除く。)の駐車を禁止する。別図八の区間駐車禁止
市道境停車場線 境港市中町五九番地地先から同市町二〇番地地先までの間	一一〇メートル	右 同

(2) 駐車禁止に対する特例

次の各号に掲げる車両については、(1)の駐車規制の対象から除外する

一 救急自動車

二 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中のもの

三 清掃法（昭和二十九年法律第七十一号）に基づく汚物収集のため

使用中のもの

四 急患に対する医師の往診のため使用中のもの

8の項中

五 犯罪捜査、交通事故捜査、又は検証、実況見分等警察（検察）活動のため使用中のもの

六 道路信号機、道路標識等の設置又は管理のため使用中のもの

" 職人町二一番地地先	" 夜見町一、六八一番地地先	" 富益町八〇八番地地先十字路	" 川端二丁目四二番地地先十字路	" 米沢秀次方前
一 丸福商店前	一 木村定雄方前	一 吏浜小学校富益校舎前	一 吏浜小学校夜見校舎前	ニ

を削り、
に改め、

七

" 気高町大字奥沢見字水尻九四番地地先	一		
" 大字酒津三七一の二七番地地先	一	酒津漁業会前	
" 大字矢口一、〇四一の一番地地先	一	浜村力藏方前	
" 上井町一丁目一一〇番地の七地先	二	サワタクバス倉吉営業所前	
" 上井町一丁目一一〇番地の七地先	二	サワタクバス倉吉営業所前	
" 福吉町一、四〇四の一六番地地先	一		
" " 一、四〇四の九番地地先	一		
" " 一、三八九の五番地地先	一		
" 福庭四五七の二番地地先	一	北高等学校入口	
" 東伯郡北条町大字下神一九三の八番地地先	一	国鉄下北条駅前交差点	
" 三朝町大字穴鴨一六六の二番地地先	一	南小学校前	
" 瀬戸五三の九番地地先	一	大誠小学校前	
" 大字由良宿五五九の一番地地先	一	小林スタンド前	

を

に、

に、

" 東伯町大字蓬東一、〇七五の九番地地先	一	
西伯郡中山町岡六一一番地地先	一	天野輝代司方前
" 上福原一、五一二番地地先	一	井上福寿方前
" 上福原一、五一二番地地先	一	井上福寿方前
" 道笑町二丁目一九四番地地先	二	二岡伴藏方前
" 西福原三〇九番地地先	一	西山忠男方前
" 東福原九〇三番地地先	一	斎藤義一方前
" 九番地地先	一	大友自動車前
" 中島八六一の一一番地地先	一	明石恒治方前
" 角盤町二丁目六一一番地地先	三	米子市公会堂前
" 昭和町七二番地地先	二	田子幸人方前
" 西町三六番地地先	一	鳥大病院前
" 一〇番地地先	二	平木豊方前
" 日原六三番地地先	一	清風堂前
" 皆生一、九〇〇の三番地地先		

に、

に、

" 角盤町三丁目七番地地先	二	松江相互銀行前
" " 一丁目六〇番地地先	二	米子市煙草販売協同組合前
" 勝田町一〇番地地先	二	江角酒店前
" 東福原五九一番地地先	一	米子製袋前
" 西伯郡淀江町大字淀江九八一番地地先	二	吉岡敏政方前
" 名和町大字富長七六二番地地先	二	庄内農協前交差点

" " 五七番地地先	一	扶桑銀行境支店前
------------	---	----------

" " 上道町八四六番地地先	一	扶桑銀行境支店前
----------------	---	----------

" " 明治町二三番地地先	一	上道農協前
---------------	---	-------

" 外江町一、五九一番地地先	一	西村昭方前
----------------	---	-------

" 上道町一、〇二七番地地先	一	竹内利方前
----------------	---	-------

" 鷺本勝利方前		
----------	--	--

に改める。

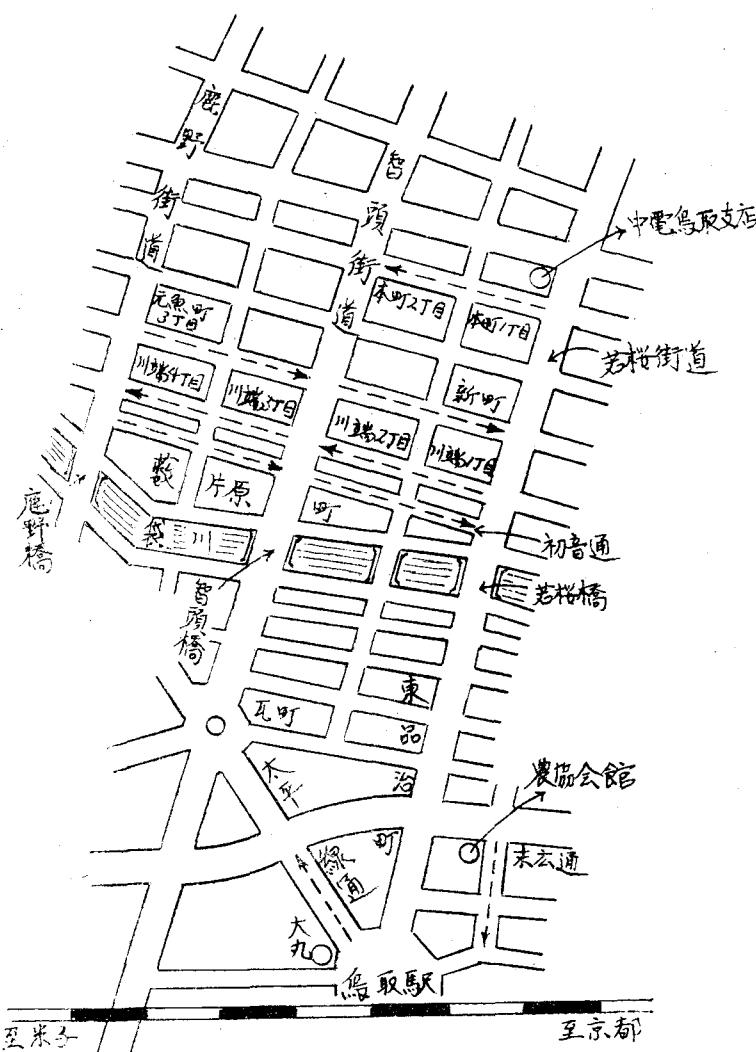
場所	所	備考
西伯郡大山町赤松小字門野五六四の一一番地地先	交差点入口	
鳥取市今町二丁目二九二番地地先	一般国道五三号線と市道棒鼻線との交差点	

11の項を次のように改める。

右折禁止

別図(1) 鳥取市市街地略図

別図(1)を次のように改める。

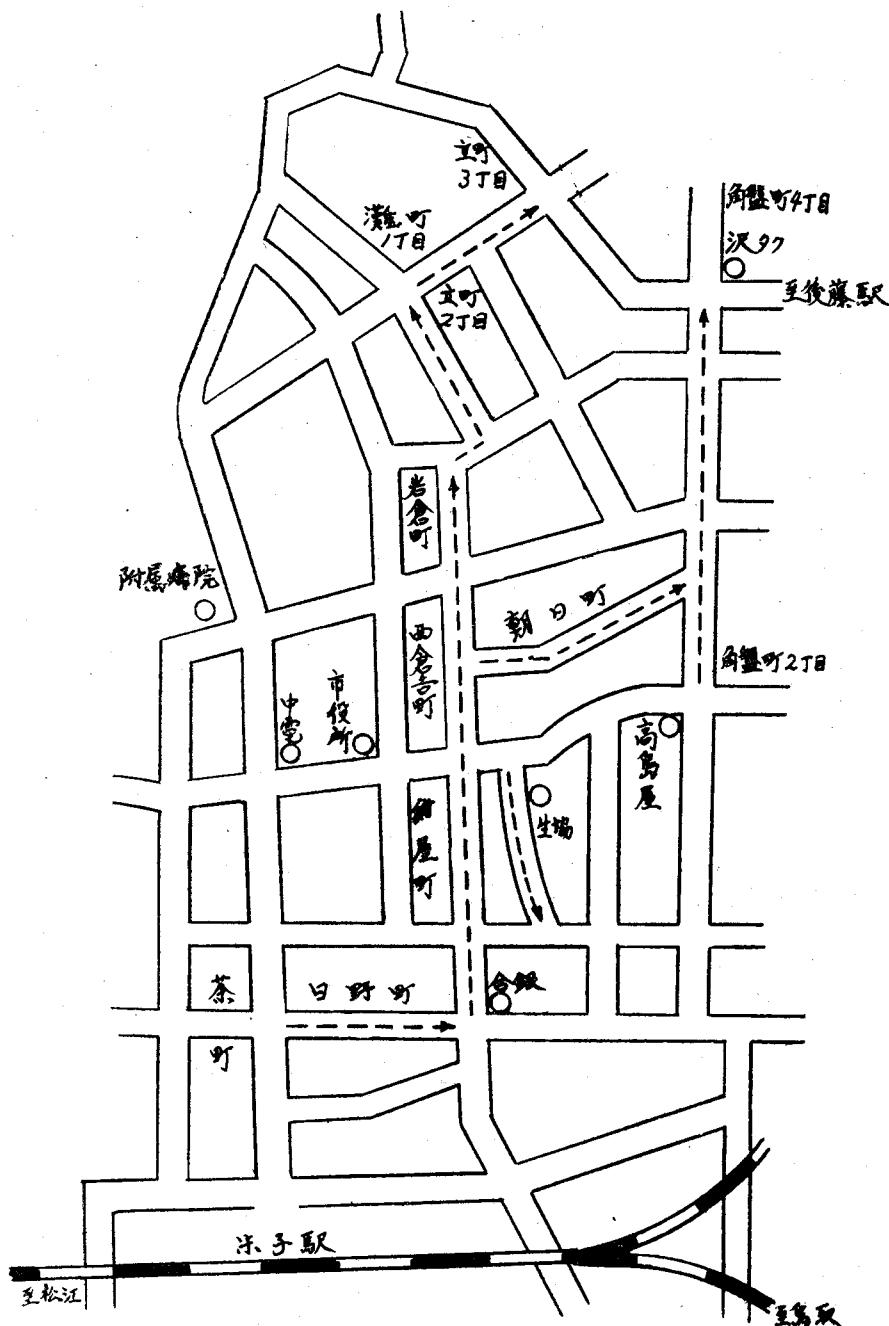


凡 例

← ----- → 方通行の通行方向 (以下同じ)

別図(3) 米子市市街地略図

別図(3)を次のように改める。

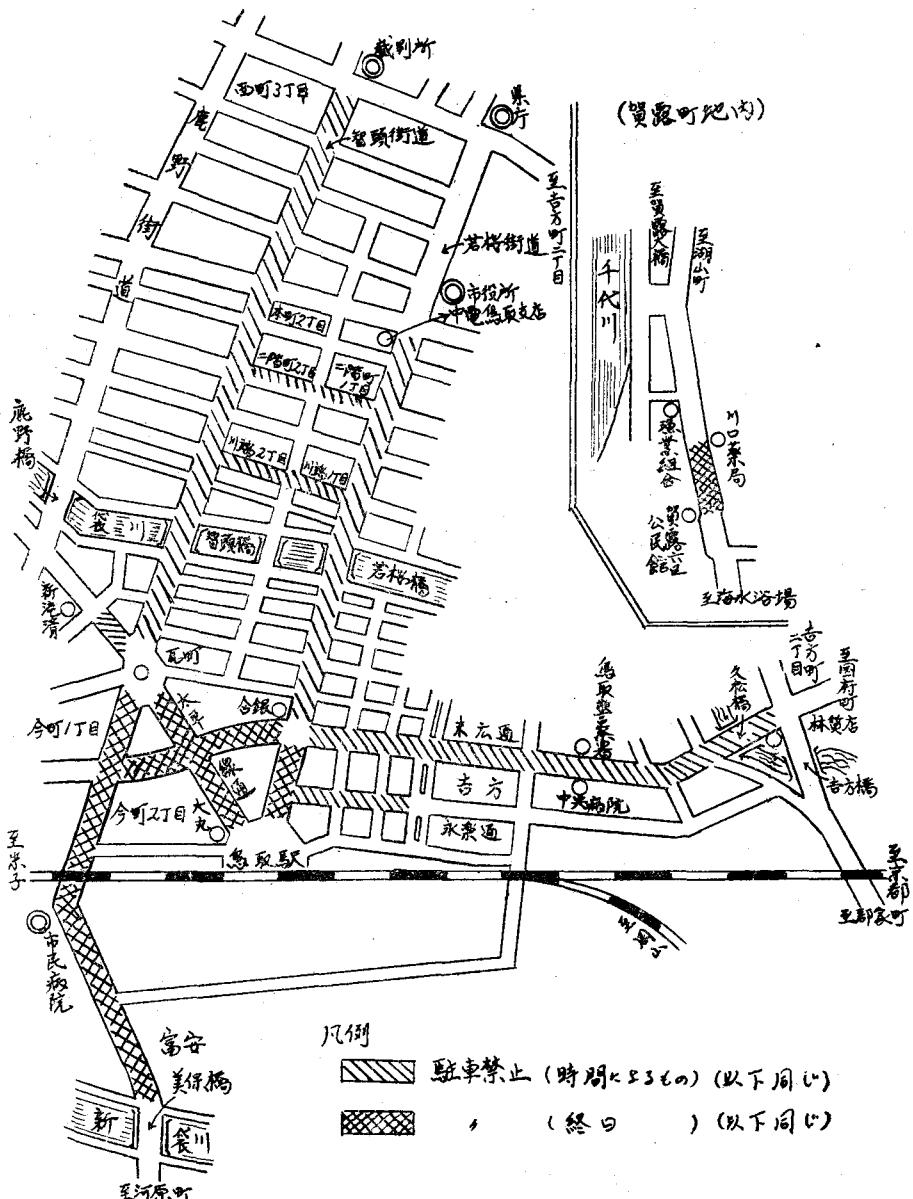


00197

(第三種郵便物認可)

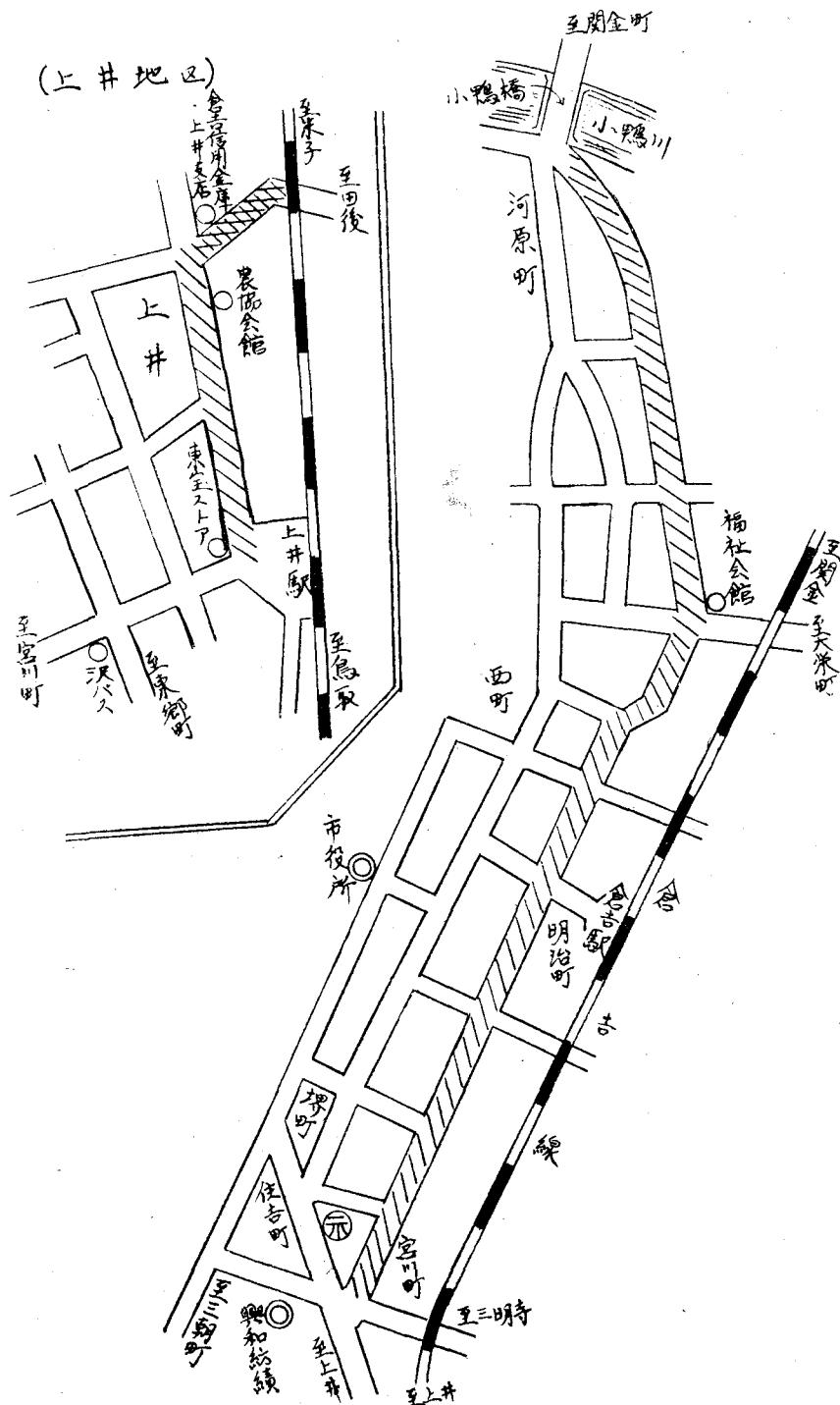
別図(5) 鳥取市市街地略図

別図(五)を次のように改める。



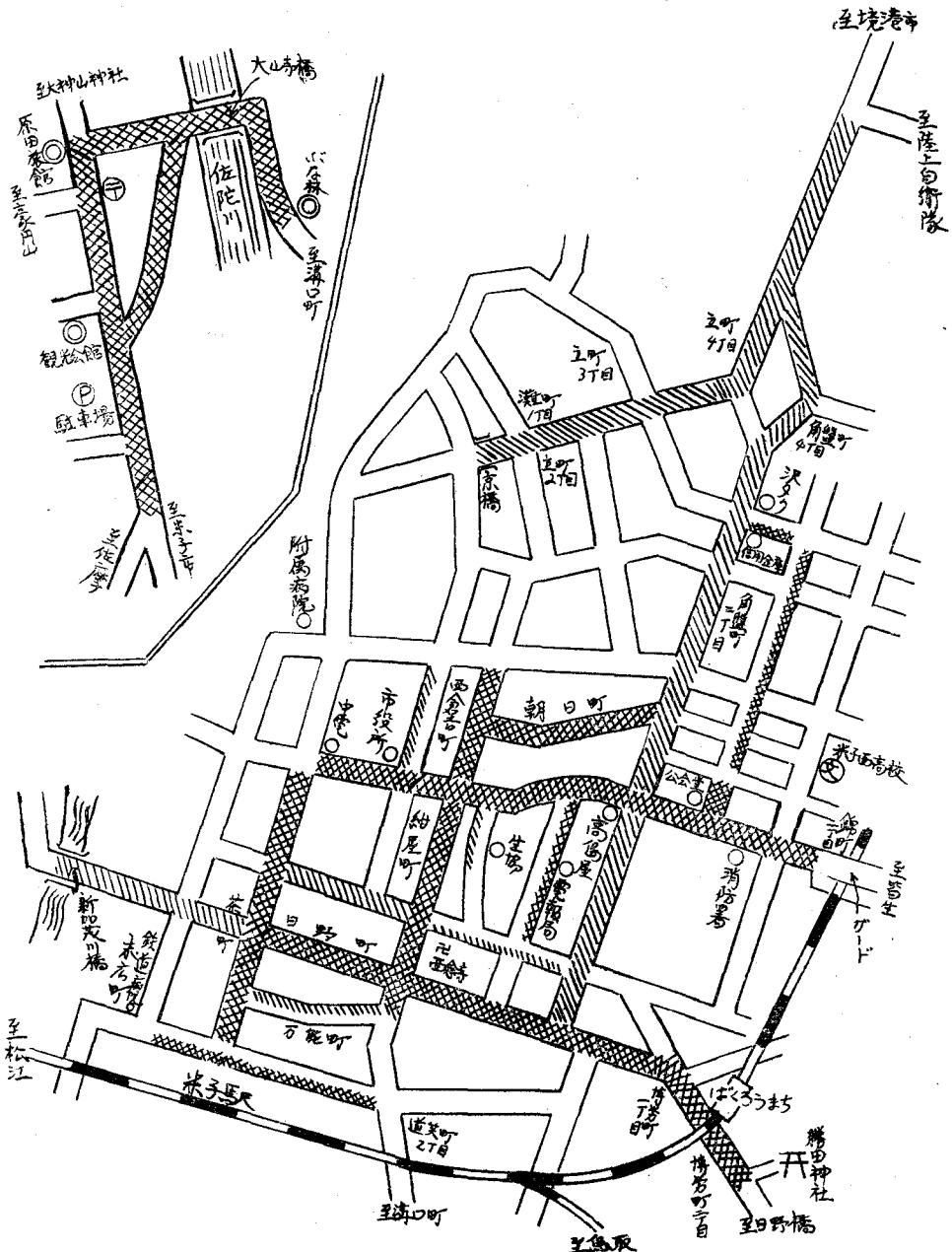
別図(7) 倉吉市市街地略図

別図(7)から別図(1)までを次のように改める。

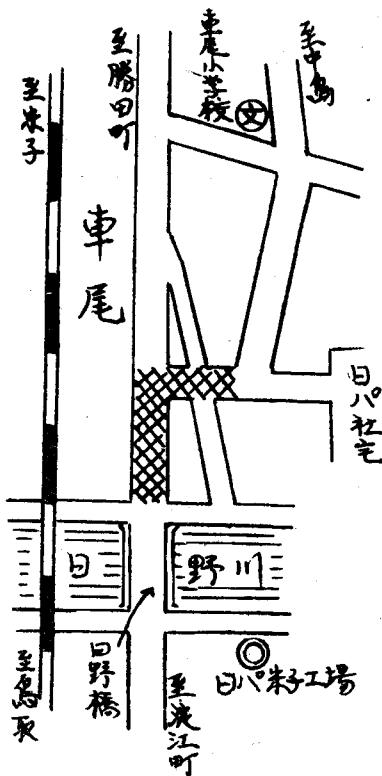


別図(8) 米子市市街地略図

(大山町大山地内略図)



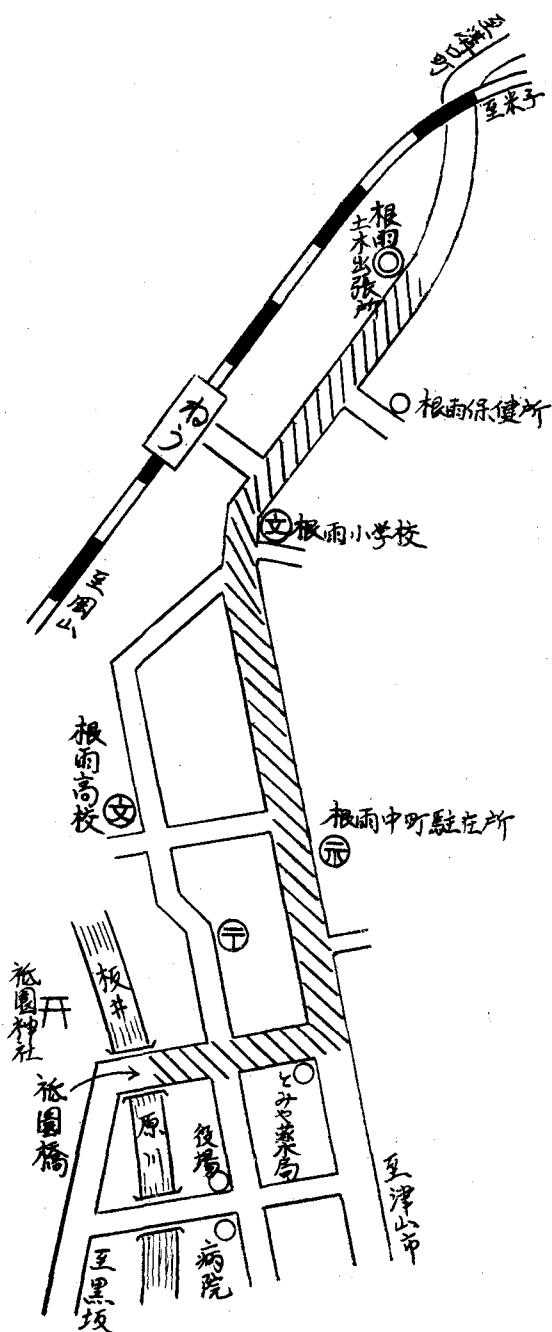
米子市日野橋附近略図



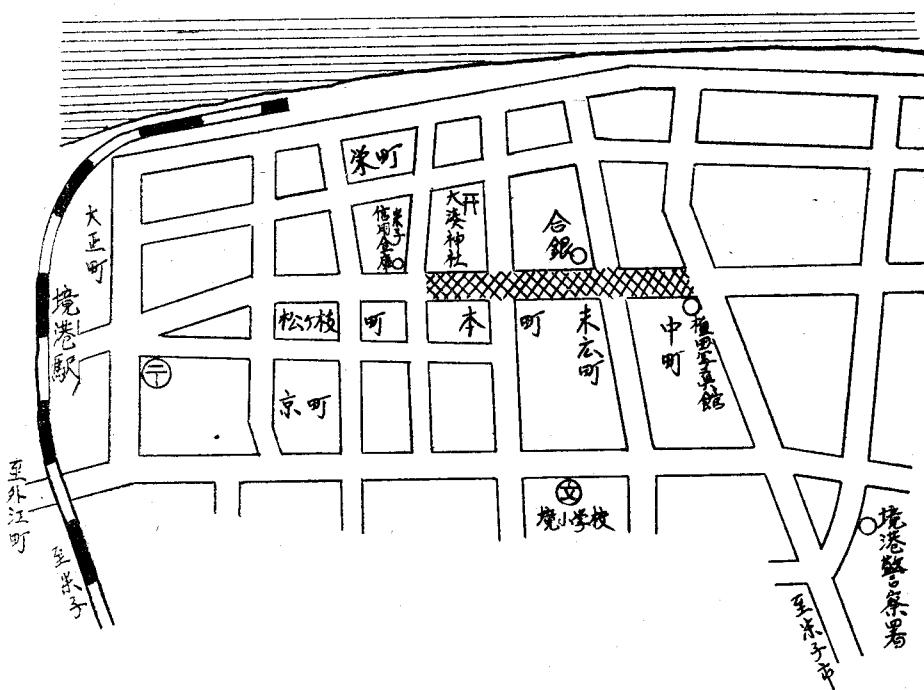
00201

21 昭和40年12月20日 月曜日 烏取県公報 (号外) 第70号 (第三種郵便物認可)

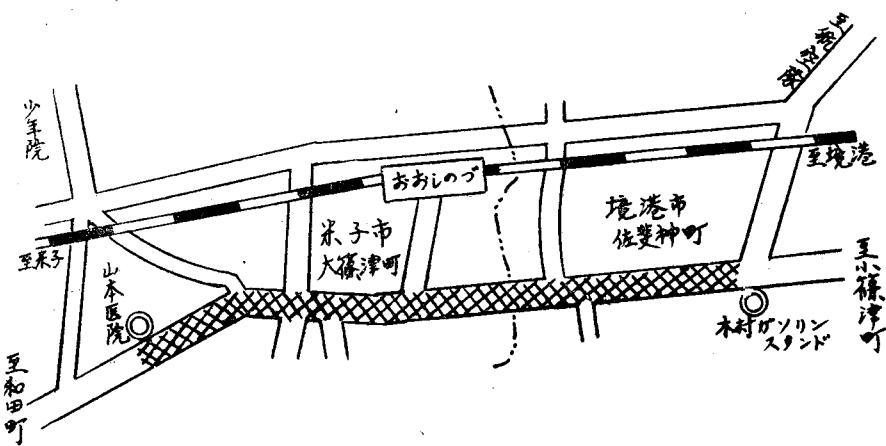
別図(9) 日野町根雨駅前附近略図



別図10 境港市市街地略図



米子市大篠津駅前附近略図



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

印刷行所
鳥取県鳥取市東町一谷丁町目
鳥取
印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】